

目次

第1章 総則

第1節	計画の趣旨	第1章-1
第2節	防災関係機関の処理すべき事務または業務	第1章-3
第3節	市民と行政との協働	第1章-6
第4節	尼崎市の災害危険性	第1章-7
第5節	災害の想定	第1章-12
第6節	気象予警報等の種類	第1章-21

第2章 尼崎市の防災体制

第1節	防災体制	第2章-1
第2節	職員を動員する	第2章-7

第3章 災害の予防対策

第1節	災害に強いまちをつくる	第3章-1
第2節	津波、高潮災害を防御する	第3章-7
第3節	公共施設を整備する	第3章-10
第4節	ライフラインを整備する	第3章-15
第5節	災害情報網を整備する	第3章-28
第6節	気象等観測施設を整備する	第3章-30
第7節	消防予防を行う	第3章-31
第8節	救護・救援体制を整備する	第3章-35
第9節	危険物等の安全を確保する	第3章-38
第10節	要配慮者を守る	第3章-42
第11節	ボランティア環境を整える	第3章-47
第12節	地域防災力を向上させる	第3章-49
第13節	防災教育及び防災訓練を行う	第3章-51
第14節	調査・研究を行う	第3章-55
第15節	防災体制を充実する	第3章-56
第16節	大規模事故等の災害を予防する	第3章-63

第4章-1 災害の応急対策（自然災害）

第1節	情報を収集伝達する	第4章-1-2
第2節	水防活動を行う	第4章-1-8
第3節	津波、高潮からの防護を実施する	第4章-1-10
第4節	避難活動を実施する	第4章-1-13
第5節	広報・広聴活動を行う	第4章-1-25
第6節-1	消防応急対策を実施する（風水害編）	第4章-1-27
第6節-2	消防応急対策を実施する（地震・津波編）	第4章-1-35
第7節	医療救護関連活動を行う	第4章-1-41
第8節	救急医療活動を行う	第4章-1-45
第9節	被災者救出活動を行う	第4章-1-49
第10節	相互応援協力を行う	第4章-1-52
第11節	自衛隊派遣を要請する	第4章-1-54
第12節	災害救助法を適用する	第4章-1-59
第13節	障害物を除去する	第4章-1-62
第14節	交通輸送活動を行う	第4章-1-64

第15節	食料供給活動を行う	第4章-1-70
第16節	給水活動を行う	第4章-1-73
第17節	物資供給活動を行う	第4章-1-75
第18節	死体処理活動を行う	第4章-1-77
第19節	環境整備活動を行う	第4章-1-80
第20節	感染症対策活動を行う	第4章-1-83
第21節	ボランティア等との協力活動を行う	第4章-1-85
第22節	鉄道施設の応急活動を行う	第4章-1-88
第23節	電気事業の応急活動を行う	第4章-1-94
第24節	ガス施設の応急活動を行う	第4章-1-98
第25節	電気通信施設の応急活動を行う	第4章-1-100
第26節	下水道等施設の応急対策を行う	第4章-1-103
第27節	工業用水道を確保する	第4章-1-106
第28節	公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策を行う	第4章-1-107
第29節	住宅対策活動を行う	第4章-1-109
第30節	文教対策活動を行う	第4章-1-113

第4章-2 災害の応急対策（大規模事故）

第1節	大規模事故等発生時の基本的な応急対策	第4章-2-1
第2節	鉄道災害応急対策	第4章-2-6
第3節	航空機事故災害応急対策	第4章-2-7
第4節	海上災害応急対策	第4章-2-9
第5節	放射性物質事故災害応急対策	第4章-2-17
第6節	原子力災害応急対策	第4章-2-22
第7節	雑踏事故災害応急対策	第4章-2-25

第5章 災害からの復旧・復興

第1節	公共施設等を復旧する	第5章-1
第2節	財政援助及び助成を行う	第5章-2
第3節	罹災証明及び救援金品等を計画する	第5章-4
第4節	大規模事故等の災害からの復旧活動を行う	第5章-9
第5節	災害からの復興を図る	第5章-10